

川越市立霞ヶ関中学校
いじめの防止等のための基本的な方針

令和7年9月改訂

川越市立霞ヶ関中学校

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 3 いじめの定義

第2章 いじめの防止等のための取組

- 1 未然防止のための取組
- 2 関係機関との連携

第3章 学校におけるいじめの防止等のための対策

- 1 いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめの防止等のための組織の設置
- 3 いじめの未然防止に関する指針
- 4 いじめの早期発見に関する指針
- 5 いじめの対応に関する指針
- 6 保護者・地域との連携
- 7 学校関係者評価による取組の検証
- 8 その他の留意事項

第4章 重大事態への対処

- 1 学校による調査
- 2 教育委員会の対応
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
- 4 再調査の結果を踏まえた措置等

第5章 関係機関との連携

第6章 市長部局との連携

※ いじめ防止年間計画

は じ め に

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、本市では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、子ども一人ひとりの尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、平成26年11月21日、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「川越市基本方針」という。）を策定した。そして、平成29年3月16日の国の基本方針の改定並びに平成29年7月の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「埼玉県基本方針」）の改定及び本市の状況を踏まえ、ここに、川越市基本方針を改定するものである。川越市として改定にあたっては、次の2点を改定の視点とした。①国及び県の改定の趣旨及び改定のポイントを踏まえる。②平成24年1月に発生した「市内中学生傷害事件」及び平成28年8月に発生した「東松山市地内発生少年死亡事件」の検証結果や再発防止の視点を踏まえる。

平成30年7月 川越市立霞ヶ関中学校長

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等に関する基本理念

本市は、平成24年10月、川越市議会において、「いじめの延長上の傷害事件を教訓にいじめ再発防止を強く求める決議」が採択された。決議では、「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示すこと、家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること、いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化することが示された。これに基づいて、本校では、いじめ問題の根絶に向け、取り組んでいるところである。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

このことを踏まえ、本校では、いじめを防止し、すべての子どもたちが明るく、楽しく生活を送るための理念として、次の3つを示す。

いじめの防止等に関する基本理念

- (1)全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2)「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3)学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

いじめを防止するためには、子どもたちに、いじめをしない心を育てるとともに、大人がいじめを見逃さない環境を整え、社会全体がいじめをさせない、ゆるさない姿勢で取り組む必要がある。そこで、いじめの防止等に関する基本理念を踏まえ、その具体的な対策に関する方針として以下に示す。

基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

基本理念(1)に係る対策の方針

- ①生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする。
- ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている生徒を絶対にはかり通すとともに、いじめをしている生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

基本理念(2)に係る対策の方針

- ①日常的にいじめの問題について触れ、生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

基本理念(3)に係る対策の方針

- ①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童（生徒）等に対して、当該児童（生徒）等が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）等と一定の人的関係にある他の児童（生徒）等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の基本方針より）

法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」に該当しない場合や、いじめられている本人がそれを否定しているなど、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならない。そのため、いじめを認知する際には、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど多くの情報を集めるとともに、特定の教員のみがいじめの認知を行うのではなく、様々な情報を基に、組織で行う必要がある。そこで、次の4つを、いじめを認知する際の方針として示す。

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（いじめ対策委員会）をもって行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、当該生徒の人間関係等を考慮し、判断する。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

第2章 いじめの防止等のための取組

1 未然防止のため取組

いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けた取組を推進する。

(1) 市の事業の活用

- ①インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止
 - ・ネットパトロール事業
 - ・いじめ相談電子窓口
- ②いじめ問題における組織的な対応への支援の活用
 - ・スクールボランチ作戦事業の実施
- ③相談体制の整備に向けた取組の活用
 - ・川越市立教育センター分室（リベアラ）におけるいじめ電話相談
 - ・さわやか相談員

(2) その他の取組

- ①いじめの早期発見
 - ・定期的な生徒及び保護者対象アンケート調査の実施
- ②インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止
 - ・川越市いじめ対応マニュアル〔ネットいじめ編〕の活用
 - ・生徒における情報モラル教育の推進
(埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携)
- ③相談体制の整備
 - ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアル〔初期対応編〕に掲載）
- ④教職員の指導力向上
 - ・川越市いじめ対応マニュアル等の活用に係る研修会の実施
 - ・いじめの対応に関する教職員研修の実施
(教頭研修会、生徒指導主任研修会、各経験者研修等)
- ⑤生徒の主体的な取組の推進
 - ・生徒会活動をととして生徒が主体的となったいじめの防止等に向けた取組
- ⑥教育委員会との緊密な連携
 - ・教育委員会からの指導と支援
 - ・定期的な学校訪問

2 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署との日常的な連携
- ・学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・連絡協議会における連携

- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による保護者への啓発
- (2) 児童相談所との連携
 - ・川越児童相談所との日常的な連携
 - ・連絡協議会における連携

第3章 いじめの防止等のための対策

1 いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定を踏まえ、国の基本方針、埼玉県基本方針及び川越市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

策定に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 自校の課題に基づき、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する対応」に関する具体的な手立てや、年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。
- (2) 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置づける。
- (3) 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校基本方針を見直すことができるようにする。

2 いじめの防止等のための組織の設置

本校には、法第22条の規定を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「霞ヶ関中学校いじめ対策委員会」を置く。

組織の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、学校運営評議員、さわやか相談員からなる。

学校いじめ対策委員会の具体的な役割は次の通りである。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- (5) 重大事態発生の際の調査機関としての役割。

3 いじめの未然防止に関する指針

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、本校では、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる

ような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる機会を提供する。
- (6) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

4 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (3) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ② 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ③ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ④ 発見・通報を受けた教職員は、学校いじめ対策委員会で直ちに情報を共有する。

- ⑤速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
 - ⑦指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。
- (2) いじめられた生徒及びその保護者への支援
- ①いじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - ③いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
 - ④状況に応じて、いじめをした生徒を別室で指導する。
 - ⑤必要に応じて、いじめられた生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
 - ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。
- (3) いじめをしている児童生徒への指導及びその保護者への助言
- ①いじめをしている児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
 - ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
 - ③いじめをしている児童生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ④いじめをしている児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。
 - ⑤いじめをした生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ⑥いじめをした生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
 - ⑦個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ③生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ②インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
- ③ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ④ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

6 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・「相談窓口広報パンフレット（ストップいじめ）」の配布による、相談窓口の周知

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級及び川越市 PTA 連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携）

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・「相談窓口広報パンフレット（ストップいじめ）」の配布による、いじめの未然防止の啓発

(4) 学校基本方針の周知

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

7 学校関係者評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、学校いじめ対策委員会が行う。

8 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものとその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第4章 重大事態への対処

1 学校による調査

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、生徒に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ①生徒が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

※生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか対策委員会になるのかを確認する。

(3) 重大事態の調査について

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保す

る。

- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

(4) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ①事実関係の確認とともに、いじめをした生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ②いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
- ③いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(5) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ①生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
- ②調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。

(自殺の背景調査における注意事項)

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤調査を行う組織については、学校においては学校いじめ対策委員会を、教
育委員会においては対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や

福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(6) 調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ②いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
- ③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(7) 調査結果の報告

- ①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。（学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）
- ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合

には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第5章 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動「小江戸川越SPEC」の実施
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

(2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携

第6章 市長部局との連携

県や市の施策の周知徹底を図るとともに、市全体でいじめのないまちづくりを推進する。

(1) 川越市いじめ防止連絡協議会の設置

- ・いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

(2) 重大事態発生時の調査等における連携

- ・市長部局による再調査の際、学校、教育委員会及び市長部局とで連携を図る。

いじめ防止年間計画

川越市立霞ヶ関中学校

※定期的に実施していくもの

毎週実施：生徒指導部会（毎週木曜）教育相談部会（毎週金曜）

1・3学期：教育相談アンケート→二者相談実施

実施期間	活動計画 (学：学校 生：生徒会 保：保護者)	活動内容	留意点
4月	学：校内研修 学：学級づくり 保：保護者会 PTA総会	・学校の指導方針の周知・徹底 いじめ防止に向けた学級づくり ・いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） ・いじめ問題に対する学校の方針の説明	学校におけるいじめの対応方針の確認
5月	学：部活動保護者会 学：校内研修	・生徒保護者に向け、部活動内での協力、思いやりの重要性を認識 ・学校の指導方針の確認 ・個々の生徒の情報交換と対応の検討 ・いじめ問題に関する学校の情報提供	保護者の理解を得る いじめの実態を把握する
6月	学：体育祭 学：人権作文、人権標語 学：第1回小中連絡協議会	・様々な競技を通し、生徒間の協力、思いやりを養う ・国語科、社会科の授業で人権感覚を養う	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
7月	保：青少年健全育成連絡協議会 学：第1回アンケート調査 学：第1回いじめ対策委員会 保：全校3者面談	・いじめの実態の把握、生徒の変容の確認 ・いじめの情報提供と実態の確認、意見交換 ・地域との連携、今後の取り組みについての話し合い ・事前のアンケート実施 ・いじめに関する実態把握 ・保護者からの意見聴取	地域の理解を得る
8月	学：校内研修 学：小中合同研修会 学：部活動の指導	・校種間連携、いじめをなくす為の取組 ・練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う	小中間の連携した取組を確認する
9月	学：校内研修（道徳） 生：生徒会本部役員選挙	・夏休み後のいじめに関する実態把握 ・アンケート調査の内容の確認 ・アンケート及び二者面談で把握したいじめ問題への対応について ・道徳：各学年共通の資料による指導	いじめの実態を把握する
10月	生：いじめ撲滅キャンペーン	・スローガンの募集と掲示による生徒の意識高揚 ・子どもたちの手で、いじめのない学校づくりの推進を行う	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
11月	学：合唱コンクール 学：人権週間 学：3年三者面談	・練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う 学級活動：各学年の共通の題材による指導 ・人権感覚プログラムの実施 ・いじめに関する実態把握・	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
12月	学：第2回アンケート調査 学：3年3者面談 学：部活動の指導	・いじめの把握、初期対応 ・保護者からの情報や意見の聴取 ・練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う	いじめの実態を把握する
1月	学：校内研修 学：第3回アンケート調査	・保護者、地域との連携を図る取組について ・冬休み後のいじめに関する実態把握	教員の資質向上
2月	学：修学旅行 学：職場体験学習 学：新入生保護者会 学：第2回小中連絡協議会	・班、学級、学年内の協力思いやりを養う ・参加生徒同士の協力・職場内での協力の大切さ ・保護者からの情報や意見聴取（アンケート実施） ・小中連携による情報交換	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
3月	学：第3回小中連絡協議会 学：校内研修	・小中連携による情報交換 ・次年度に向けての取組の検証 ・次年度の学級編成等での配慮	次年度に向けての準備